

横浜ベイサイドマリーナヨットクラブ会則集

YBMYC

2006年11月19日 制定

2012年05月19日 改訂

2018年05月19日 最新改訂

YOKOHAMA BAYSIDE MARINA YACHT CLUB

(横浜ベイサイドマリーナヨットクラブ会則)

第一章 総 則

第1条 (名称)

本会は「横浜ベイサイドマリーナヨットクラブ」と称する。
また、略称は「YBMヨットクラブ」又は「YBMYC」とする。
英文表記：YOKOHAMA BAYSIDE MARINA YACHT CLUB

第2条 (事務所)

本会は事務所を、236-0003 横浜市金沢区幸浦 1-2-3 横浜港木材倉庫（株）内に置く。TEL045-774-6641 FAX045-774-6643

第3条 (事業年度)

本会の事業年度開始日は毎年4月1日とし翌年3月31日を終了日とする。

第二章 目的及び事業

第4条 (目的)

本会は、プレジャーボートを通じ、会員相互の親睦を図り、海洋に親しみ、その運行技術の向上及びシーマンシップの育成を図り、もってマリーナライフの充実・改善の促進に努めるとともに、地域社会への貢献と横浜ベイサイドマリーナ株式会社への協力並びに海洋環境の保全活動に努めることを目的とする。

第5条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦、国内外ヨットクラブ、海外よりの来航艇、関連団体との交流。
- (2) 横浜ベイサイドマリーナ株式会社に対する、より良きマリーナライフのための提言。
- (3) 本会会員へのマリーナ及び関連する情報の提供。
- (4) 会員対象のイベントの開催、及び海事関連団体事業への支援。
- (5) 地域社会への海事思想の普及活動及び海に親しむ機会の提供。
- (6) その他。

第三章 会 員

第6条 (会員)

- (1) 本会会員は、横浜ベイサイドマリーナ（以下、略称としてYBMと称する）に係留するプレジャーボートを所有する者（以下、オーナー会員と称する）、並びに本会の趣旨に賛同して入会を希望し且つ役員会が承認した者（以下、一般会員と称する）、をもって構成する。
- (2) 会員資格は、単年度とし次条により更新できるものとする。

第7条 (入会)

- (1) 総会当日までに年会費を納入した者は、会員資格を更新したものとみなし、その年度の会員とする。
- (2) 新規会員は、年会費納入後、会員資格を得る。
- (3) 年会費は役員会で定める金額とし総会までに告知する。

第8条 (会費の不返却)

すでに納入された会費はいかなる理由があってもこれを返却しない。

第四章 役員

第9条 (役員)

本会は下記の役員をおく。

名誉会長	1名	(議決権はなし)
会長	1名	
副会長	3名	
事務局長	1名	
事務局補佐	1名	
行事委員長	1名	
会計	1名	
理事	3名	
監査	2名	

(注1) 役員とは上記14名を称する。

(注2) 会長が必要と認めるときは、役員については上記上限を超えることを妨げない。

(注3) 役員の他に会長は相談役及び顧問を任命出来る事とし
任命された相談役及び顧問は役員と同等の資格を有する。

第10条 (役員任期)

- (1) 会長、副会長及び役員の任期は2年間とする。但し、留任は妨げない。
- (2) 名誉会長は役員会の退任要請がない限り任期を定めない。

第 1 1 条 （役員選出）

- （１） 任期満了に伴う会長及び副会長の選出は、役員会により行い総会をもって承認される。
（但し、会長及び副会長はオーナー会員から選出されるものとする）
- （２） 役員は会長が会員（オーナー会員及び一般会員）の中から選任する。

第五章 機 関

第 1 2 条 （機関の種類）

本会は次の機関を設ける。

- （１） 総会
- （２） 役員会
- （３） 行事实行委員会 （クラブ関連行事の際、会長指示により立ち上げる
また、各行事において役員のもと会員艇の乗員は指示された職務を務める事が出来る）

第一節 総 会

第 1 3 条 （総会の構成及び召集）

- （１） 総会は本会の最高決議機関であって全会員をもって構成する。
- （２） 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は一期一回、事業年度終了日より２ヶ月以内に会長が招集し開催する。
臨時総会は必要に応じて会長が招集し開催する。

第 1 4 条 （総会の招集手続き）

総会を招集する場合、会長は日時・場所及び付議事項を２週間前に郵便またはメールにより会員に通知する。また、緊急を要する場合は会のホームページでの告知により前記方法による通知に代えることができる。

第 1 5 条 （総会の付議事項）

次の各項は総会の決議を経なければならない。

- （１） 事業計画、事業報告。
- （２） 予算並びに決算、その他の会計報告。
- （３） 会則の改定。
- （４） 役員会による会長及び副会長の選出者の承認。
- （５） その他重要な議案。

第二節 役員会

第16条 (役員会の構成及び招集)

役員会は本会の執行機関であって、必要に応じて会長が招集する。

第17条 (権限)

役員会は本会の業務を執行する他、次の権限を持つ。

- (1) 総会への議案提出。
- (2) 他団体・機関との渉外・折衝に関する事。
- (3) 会則の改定案作成。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要となる業務。

第四節 その他

第18条 (職務)

- (1) 会長は本会を代表し業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時又は会長の命によりその職務を代行する。
- (3) 理事は役員会に出席し、本会の業務を協議し執行する。
- (4) 監査は本会の会計を監査し、総会において監査報告を行なう。
- (5) 事務局は本会との外部団体への連絡を会長に代わり代行する事が出来、運営に必要な企画立案、告知を行う。

第六章 資産及び会計

第19条 (資産)

本会の資産は次の通りとする。

- (1) 会員の負担金及び寄付金等動産。
- (2) 会員の負担並びに寄付等による不動産及び備品

第20条 (資産の保管)

本会の資産は会長が管理するものとする。

第21条 (予算)

本会の予算は役員会が編成し、総会に提出するものとする。

第 2 2 条 (決算)

本会の決算は役員会が編成し、総会に提出するものとする。

第 2 3 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第八章 付 則

第 2 4 条 (細則)

- (1) 本会運営において上記以外の出来事による解決は、役員会決議で処する。
- (2) 本会運営のための必要な規則を、会則の趣旨に反しない範囲で役員会が定めることができる。

第 2 5 条

本会則は 2 0 1 8 年 5 月 1 9 日の総会后施行する。